

## 第二回 さがみ縦貫危険物処理に関する有識者委員会

日時 平成14年12月27日(金)

午後1時30分～4時

場所 横浜国際ホテル3F菊の間

### 議事次第

#### 1. 開 会

#### 2. 議 事

- (1) 設立趣意書・委員会規約の訂正について
- (2) 前回委員会での決定事項に関する具体案等の報告について
- (3) 危険物処理等に関する課題について
- (4) その他

#### 配布資料

資料-1 : 設立趣意書・委員会規約の訂正について

資料-2 : 前回委員会での決定事項に関する具体案等の報告について

資料-3 : 危険物処理等に関する課題について

「第二回さがみ縦貫危険物処理に関する有識者委員会」名簿

氏 名	職 名
山里 洋介	前自衛隊化学学校校長
白石 寛明	独立行政法人国立環境研究所 化学物質環境リスク研究センター 曝露評価研究室長
田中 勝	岡山大学大学院自然科学研究科教授 (元国立公衆衛生院廃棄物工学部長)
浅利 靖	北里大学医学部救命救急医学講師
輿 重治	中央労働災害防止協会参与 (元産業医学総合研究所長)
オブザーバー	
友井 国勝	神奈川県防災局長
塩川 実喜夫 (小林 明)	神奈川県警察本部警備部長 (神奈川県警察本部警備部災害対策課長)
玉木 光男	寒川町助役

## さがみ縦貫危険物処理に関する有識者委員会

### 設立趣旨

神奈川県<sup>こうざ</sup>高座郡寒川町地区における一般国道468号（さがみ縦貫道路）の新設工事において、旧海軍工廠跡地の工事現場より危険物質が発見され、これが原因と考えられる発疹・かぶれ等の被害を作業員が被災した。

本危険物質を防衛庁に分析を依頼した結果、「マスタード（びらん剤）」、「ルイサイト（びらん剤）」及び「クロロアセトフェノン（催涙剤）」と同定された。

現在、危険物質が発見された工事現場及びその現場の掘削土がある残土置き場を24時間体制で厳重に管理しているところであるが、道路敷地内に関して地域住民の不安の解消、不測の事態の防止及び化学兵器禁止条約に定められた手続きを図るために速やかな危険物質の処理を行う必要がある。

本委員会は、各専門家から意見をいただき、危険物の処理等の検討を行うことを目的に設立するものである。

## さがみ縦貫危険物処理に関する有識者委員会規約

### (目的)

#### 第1条

この規約は、神奈川県高座郡寒川町における一般国道468号（さがみ縦貫道路）の新設工事において、旧海軍工廠跡地の工事現場より危険物質が発見され、防衛庁の分析結果より「マスタード（びらん剤）」、「ルイサイト（びらん剤）」及び「クロロアセトフェノン（催涙剤）」と特定されたことにより、道路敷地内に関して地域住民の不安の解消、不測の事態の防止及び化学兵器禁止条約に定められた手続きを図り、速やかな危険物質の処理を行う必要があるため、有識者から意見をいただき、危険物の処理等の検討を行うことを目的とする。

### (設置)

#### 第2条

前条の目的を達成するため、国土交通省関東地方整備局は、さがみ縦貫危険物処理に関する有識者委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

#### 第3条

委員会は、有識者をもって構成し、委員の構成は別紙のとおりとする。

2. 委員の追加、変更は、委員会の承認を要するものとする。
3. 委員会は必要と思われるオブザーバーを参加させることができるものとする。

### (委員の任期)

#### 第4条

委員の任期は、委員会の審議事項が終了するまでとする。

### (委員長)

#### 第5条

委員会には、委員長を置くものとする。

- 2 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

### (運営)

#### 第6条

委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。

- 2 委員会は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(中立性)

第7条

委員は、委員会の目的に照らし、公正中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(守秘義務)

第8条

委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。  
また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会の公開)

第9条

委員会は、非公開を原則とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は公開とすることができる。

(事務局)

第10条

事務局は、国土交通省関東地方整備局道路部及び横浜国道工事事務所に置く。

(その他)

第11条

この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。  
また、本規約の改正等は、委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則

この規約は、平成14年12月12日から施行する。

(別 紙)

## さがみ縦貫危険物処理に関する有識者委員会委員名簿

### ◇委員長

やまさと ようすけ  
山里 洋介

前自衛隊化学学校校長

### ◇委 員

しらいし ひろあき  
白石 寛明

独立行政法人国立環境研究所  
化学物質環境リスク研究センター  
曝露評価研究室長

たなか まさる  
田中 勝

岡山大学大学院自然科学研究科教授  
(元国立公衆衛生院廃棄物工学部長)

あさり やすし  
浅利 靖

北里大学医学部救命救急医学講師

こし しげじ  
輿 重治

中央労働災害防止協会参与  
(元産業医学総合研究所長)

## (2) 前回委員会での決定事項に関する具体案等の報告について

1. さがみ縦貫道路工事現場で発見された老朽化した化学兵器の  
申告について (別紙参照)
  
2. 前回の委員会での決定・確認事項
  - ① 掘削残土仮置き場は現在シート被服作業をしているが、さらなる安全確保のために、テントの様な密閉物を設置する。
  
  - ② 掘削残土仮置き場の保管庫については、浄化装置のついたものを使用し設置する。
  
  - ③ 掘削残土仮置き場の水路については、暗渠化の工事を実施する。
  
  - ④ 橋脚工事現場は、さらに安全を確認するために、P29の仮締め切り内の壁沿いの土についても汚染されていないか調査を実施する。
  
  - ⑤ 連続的に24時間モニタリング出来る感度の良い検知器の導入に努める。

## 神奈川県内で発見された不審物の申告について

平成14年12月12日

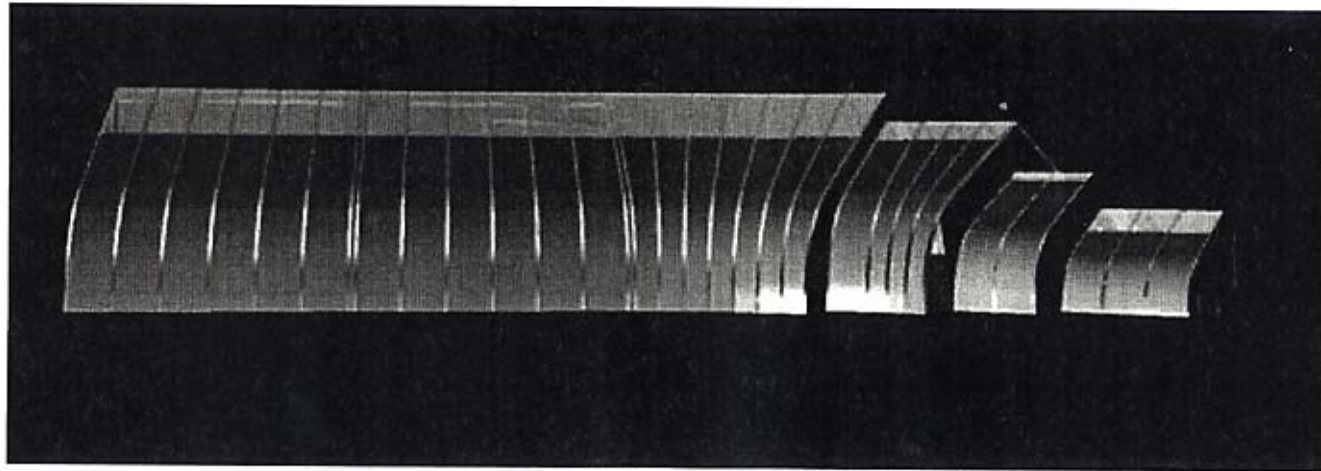
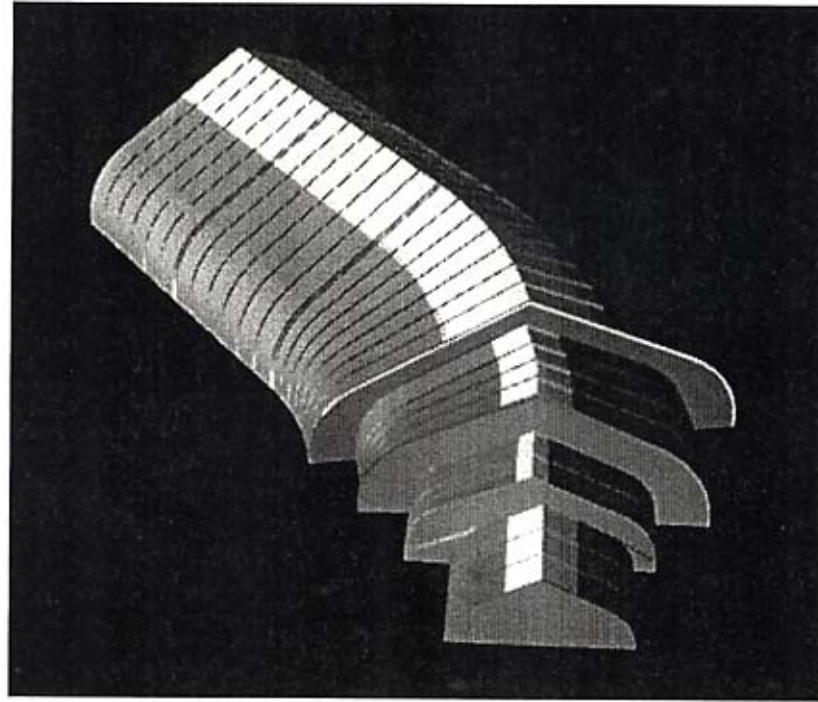
1. 神奈川県高座郡寒川町の「さがみ縦貫道路」工事現場で発見された化学剤の入った不審物は、化学兵器禁止条約(CWC)上の「老朽化した化学兵器」に当たる可能性があるため、外務省は、12日(木)、国土交通省からの情報提供を受け、同日中に在オランダわが国大使館を通じ化学兵器禁止機関(OPCW;本部オランダ・ハーグ)技術事務局に関連情報を申告した。
2. 国土交通省から外務省への連絡によると、本件不審物は、本年9月25日から12月3日の間にかけてさがみ縦貫道路工事現場で発見されたビール瓶10本で、その内容物を分析した結果、うち8本がびらん剤のマスタードを、1本がやはりびらん剤のルイサイトを、残り1本が微量のマスタードを含んでいることが判明した。
3. CWC上、締約国は、同条約発効後に「老朽化した化学兵器」の存在を知った場合には、OPCW技術事務局に情報を提出しなければならず、わが国の申告はこの規定に基づくものである。わが国からの情報の提出を受けたOPCW技術事務局は、この不審物が「老朽化した化学兵器」に該当するかを確認するための査察を行うことになる見通しである。その後、わが国関係当局がこの不審物を廃棄する際にも、査察の結果を踏まえ条約の関連規定が適用されることになり、更に査察などが行われる可能性もある。
4. 外務省としては、CWC上の手続が速やかに進み、この不審物の処理が早急に行えるよう、OPCW技術事務局及びわが国関係当局と引き続き緊密に連絡していきたい。

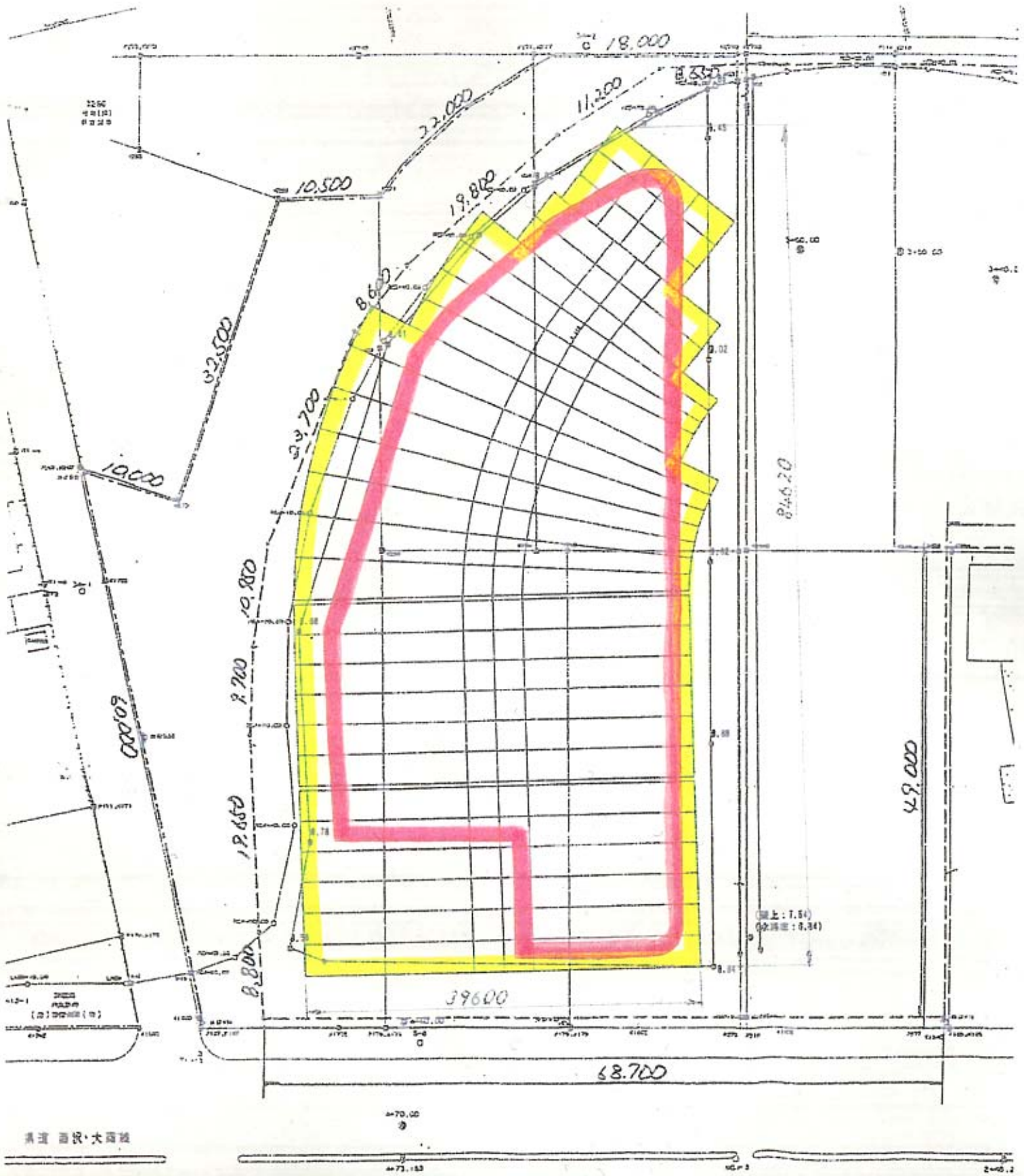
出典：外務省ホームページ

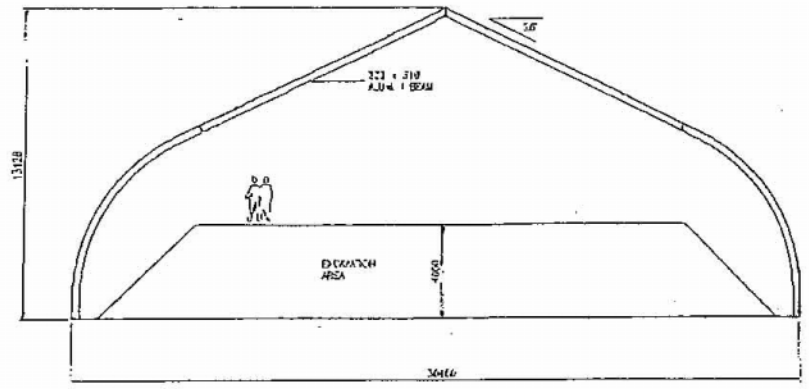


①掘削残土仮置き場は現在シート被覆作業をしているが、さらなる安全確保のために、テントの様な密閉物を設置する。

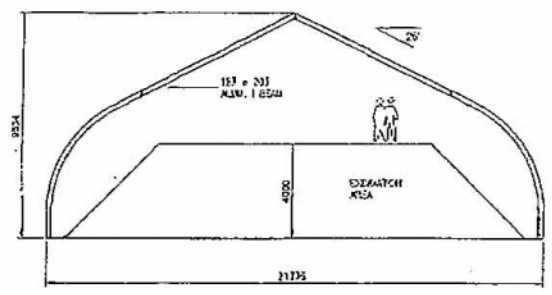
# テントについて(イメージ図)



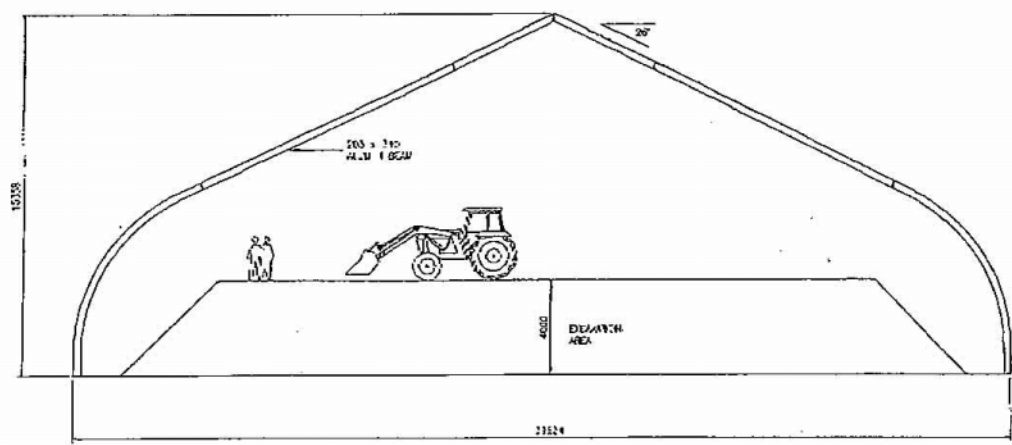




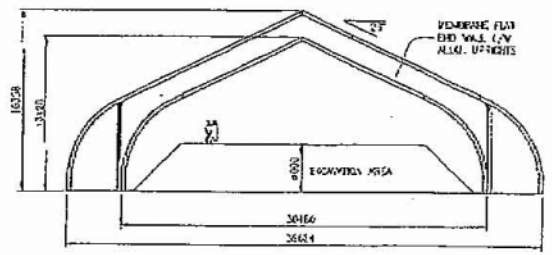
SECTION THRU 30.48m STRUCTURE  
1:100



SECTION THRU 21.3m STRUCTURE  
1:100



SECTION THRU 39.6m STRUCTURE  
1:100

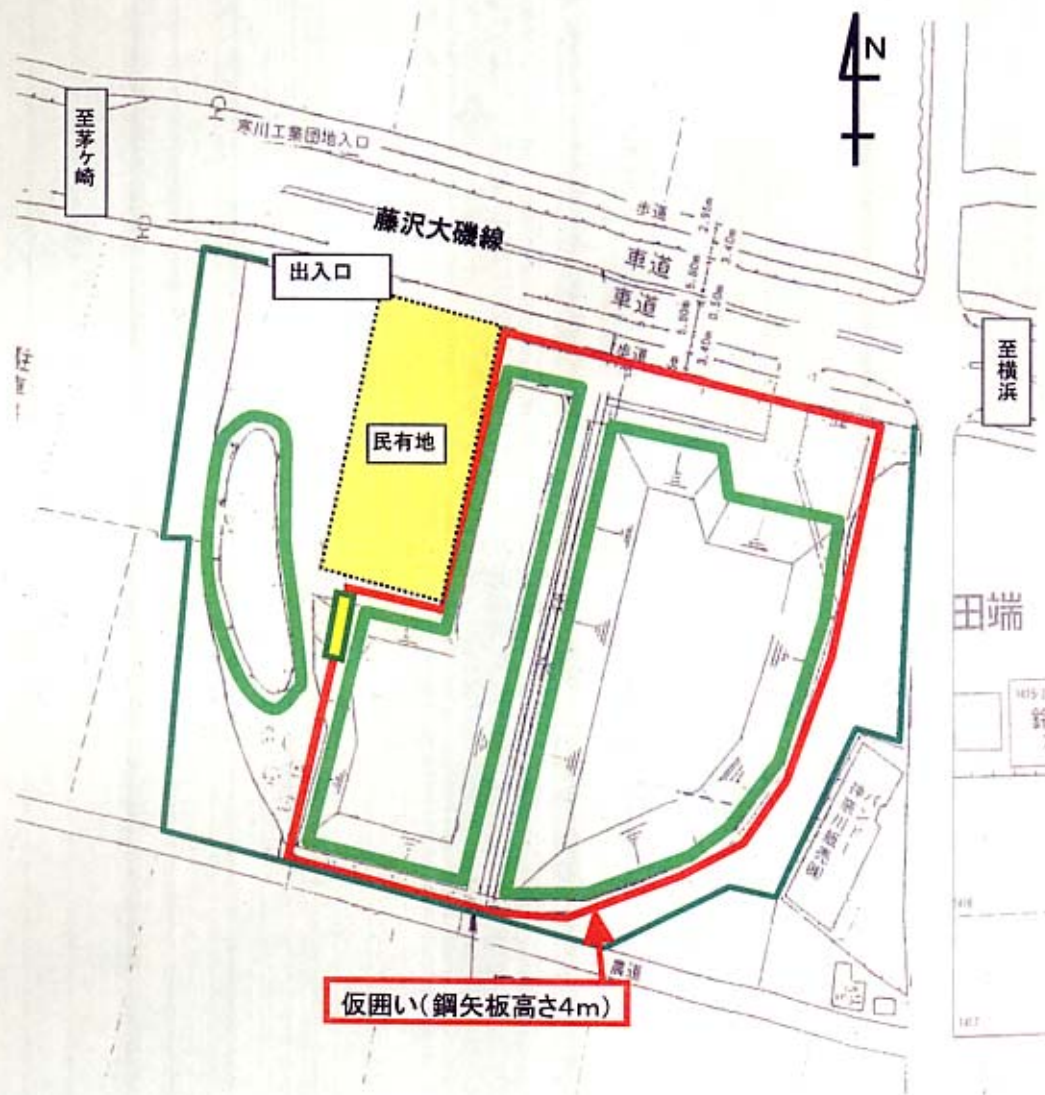


SECTION @ 39.6m TO 30.48m TRANSITION  
1:100

②掘削残土仮置き場の保管庫については、浄化装置のついたものを使用し設置する。

# 危険物保管庫について(1)

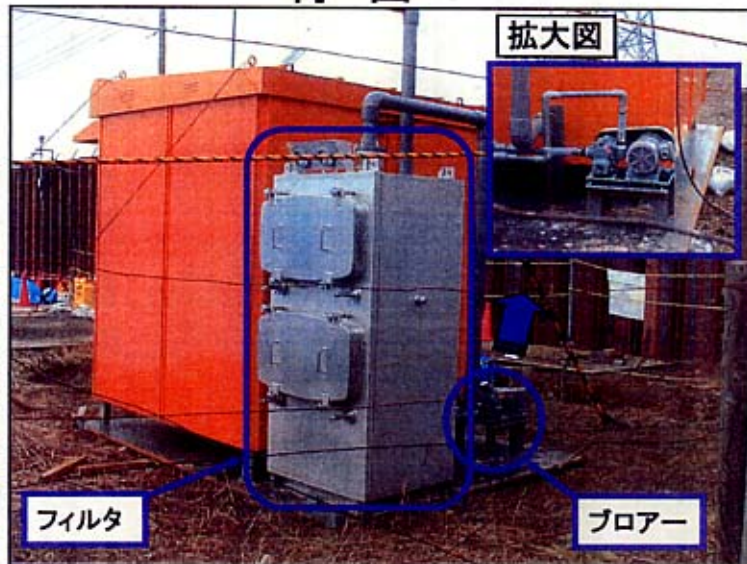
2-8



正面



背面



# 危険物保管庫について(2)

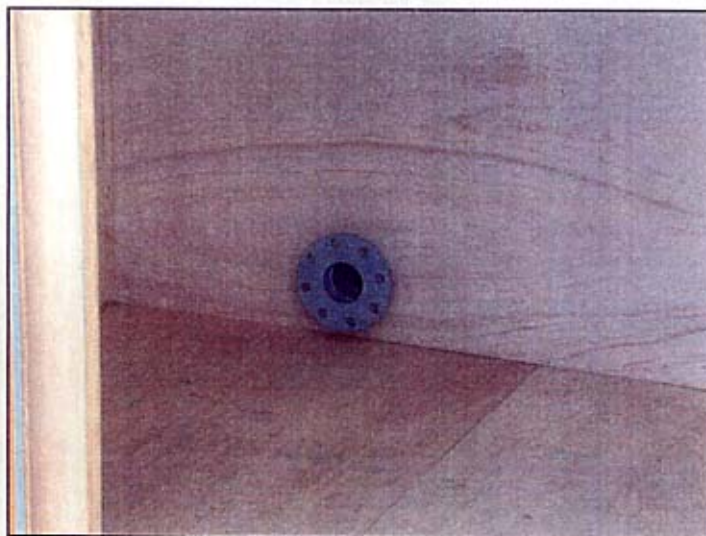
①正面



②カメラ



③排気孔



④照明灯



③掘削残土仮置き場の水路については暗渠化の工事を実施する。



# 掘削残土仮置き場の水路について(1)



現況(1)



現況(2)



# 掘削残土仮置き場の水路について(2)

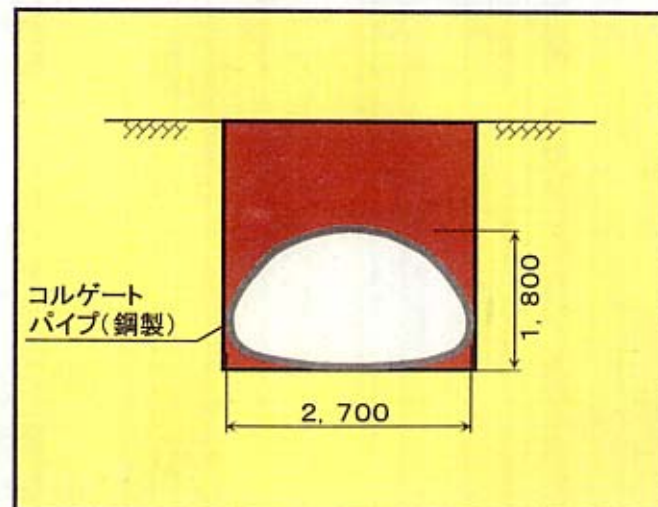
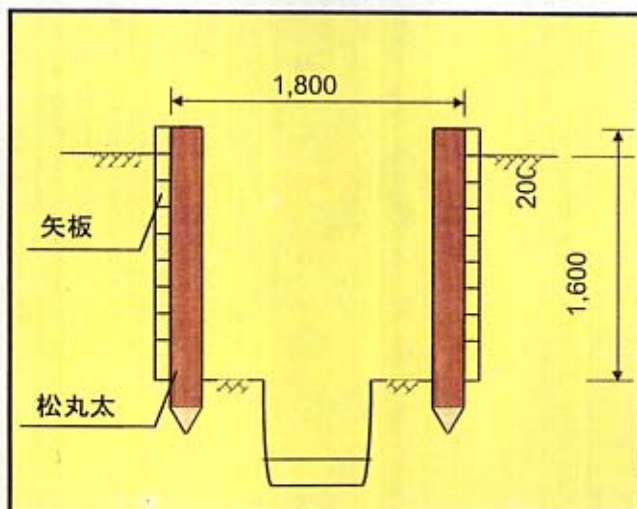
(改良前)



(改良後)



水路について  
暗渠とする

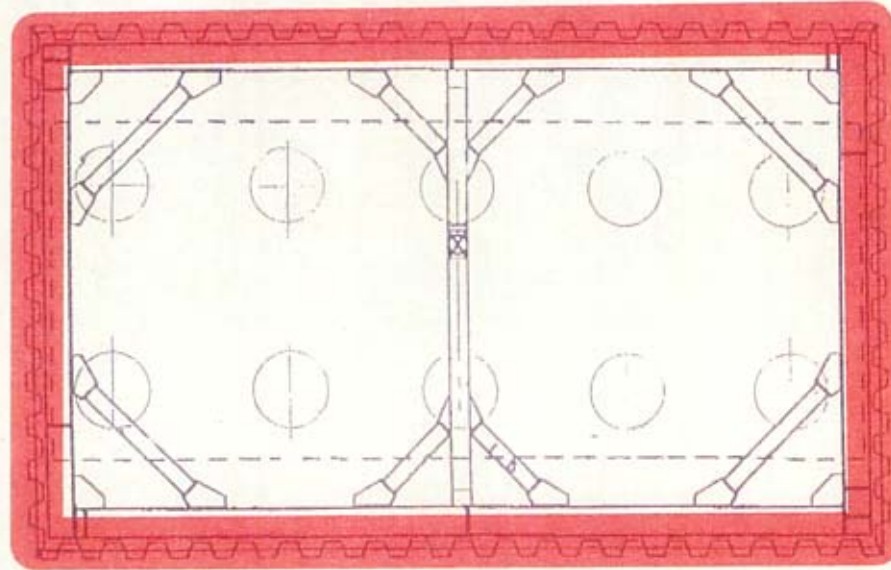


④橋脚工事現場は、さらに安全を確認するために、P29の仮締め切り内の壁沿いの土についても汚染されていないか調査を実施する。

# 橋脚工事現場(P29)の土壌調査について

4<sup>N</sup>

旭ファイバー側



日東化工側

鋼矢板近傍の土壌試料12検体について、「マスタード」及び「ルイサイト」の有無について分析中

凡例



サンプリング調査箇所

### 3. 危険物処理等に関する課題について

#### 1. 処理以前の段階（工事現場）

- ① 道路敷地内の調査手法と安全確認方法

#### 2. 処理対策の段階

- ① 処理作業等の箇所選定
- ② 処理手法
- ③ 処理技術
- ④ 作業の安全管理対策
- ⑤ 周辺環境安全対策
- ⑥ 処理廃棄物の処分方法
- ⑦ 危機管理対策（地震、台風等）
- ⑧ 広報体制
- ⑨ 類似事例調査
  - ・ 国内
  - ・ 海外

#### 3. その他